令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務に関する 業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務に関する業務の 委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補 者の選定を行うため、「令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務 に関する業務受託候補者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、次の各号を掲げる者をもって組織する。
 - (1) 中京区役所 地域力推進室長
 - (2) 中京区役所 地域力推進室 総務・防災課長
 - (3) 中京区役所 地域力推進室 企画課長
 - (4) 中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進課長
- 2 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 令和6年度 デジタルサイネージ放映を中心としたプロモーション業務に関する業務受
 託候補者選定審査基準による受託候補者の決定に関する事項
 - (2) その他必要な事項

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は中京区役所地域力推進室長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、区が公表した情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 委員会に関する庶務は、中京区役所地域力推進室企画担当が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は決定の日から実施する。
- 2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。